

政令第四十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七条第一項及び第二項、第七条の四第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第八条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条第一項、第七十五条第一項第一号から第三号まで、第七十五条の二第一項、第八十七条第一項から第三項まで及び第十項並びに第九十二条第四項及び第五項並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律附則第二条及び第三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）の一部を次の

ように改正する。

第二条を次のように改める。

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気のをそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量(以下「原油換算エネルギー使用量」という。)とする。

第二条の次に次の一条を加える。

(第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第二条の二 法第七条の四第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットル

とする。

第三条中「第八条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下同じ。

）」を加え、「第一種エネルギー管理指定工場」を「第一種エネルギー管理指定工場等」に改める。

第四条第二項中「工場」を「工場等」に改める。

第五条を次のように改める。

（特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第五条 法第十六条第五項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同

じ。）の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

2 前条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣

総合資源エネルギー調査会

財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

3

前条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

第六条の見出し中「第二種エネルギー管理指定工場」を「第二種エネルギー管理指定工場等」に改め、同条中「第十七条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十五条中「二千平方メートル」を「三百平方メートル」に改める。

第十七条の見出しを「（第一種特定建築物の規模等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「二千平方メートル」の下に「であること又は当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十五条第一項第一号の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

第十八条（見出しを含む。）並びに第十九条第一号八(3)並びに第三号ロ及びハ中「特定建築物」を「第一種特定建築物」に改める。

第二十条の三を第二十条の四とし、第二十条の二を第二十条の三とし、第二十条の次に次の一条を加える。

（第二種特定建築物の改築等の規模）

第二十条の二 法第七十五条の二第一項の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

2 法第七十五条の二第一項の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計であることとする。

第二十四条第一項中「工場」を「工場等」に改め、同項に次の一号を加える。

四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業者を行う者の当該約款の

内容

第二十四条第二項中「工場」を「工場等」に改める。

第二十五条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者

」に、「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「工場等」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任の状況

第二十五条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等」に改める。

第二十六条第一項中「第一種特定事業者又は第二種特定事業者」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者」に、「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「工場等（特定連鎖化事

業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項中「第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場」を「特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等」に改める。

第三十一条第一項中「特定建築主等又は法第七十五条第五項」を「第一種特定建築主等、第二種特定建築主又は法第七十五条第五項若しくは第七十五条の二第三項」に、「同条第一項各号」を「法第七十五条第一項各号」に、「特定建築物又は同条第五項の報告に係る特定建築物」を「第一種特定建築物、同条第五項の報告に係る第一種特定建築物、法第七十五条の二第一項に規定する行為をしようとする第二種特定建築物又は同条第三項の報告に係る第二種特定建築物」に改め、「掲げるもの」の下に「（同項の報告に係る第二種特定建築物にあつては、第二号に掲げるものに限る。）」を加える。

第三十四条第一項中「第七条第一項から第四項まで」を「第七条第一項及び第三項から第五項まで、第七条の二第三項（法第七条の三第四項及び第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」、第七条の四第一項から第三項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」に

改め、「第八条第二項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を、「第十条第一項」の下に「及び第十九条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十七条第一項から第五項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、「第十九条第一項から第四項まで」に、「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に改め、「経済産業局長」の下に「又は工場の所在地を管轄する経済産業局長」を加え、同条第四項中「第十四条第一項」の下に「（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十五条（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）」を「第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」に、「第十九条」を「（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十条第三項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改め、同項の表財務大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に、「又は国税局長」を「。以下この項において同じ。」若しくは「国税局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業

の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長」に改め、同表厚生労働大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に改め、「四国厚生支局長」の下に「又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長」を加え、同表農林水産大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に改め、「地方農政局長」の下に「又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長」を加え、同表経済産業大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に改め、「経済産業局長」の下に「又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長」を加え、同表国土交通大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に、「」又は地方航空局長」を「以下この項において同じ。」若しくは地方航空局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長」に改め、同表環境大臣の権限の項中「工場の所在地又は」を「工場等を設置している者若しくは」に改め、「地方環境事務局長」の下に「又は特定事業者若

しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所長」を加え、同条に次の一項を加える。

5 法第六条、第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正)

第二条 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十八条第一項」を「第十九条の二第一項」に改める。

(財政制度等審議会令の一部改正)

第三条 財政制度等審議会令(平成十二年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号及び第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項中「第十六条第五項」の下に「(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(国税審議会令の一部改正)

第四条 国税審議会令(平成十二年政令第二百七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条、第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項中「第十六条第五項」の下に「(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(食料・農業・農村政策審議会令の一部改正)

第五条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条第五項」の下に「（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（交通政策審議会令の一部改正）

第六条 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表技術分科会の項中「第十六条第五項」の下に「（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（経過措置）

第七条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十年改正法」という

。）附則第二条の政令で定める基準は、次の各号に掲げるエネルギーの使用の合理化の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 燃料及び熱の使用の合理化 次に掲げる第一種エネルギー管理指定工場等の区分に応じ、それぞれ次に定める基準

イ コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等

次の表の上欄に掲げる平成二十一年度において使用した燃料の量及び他人から供給された熱の量をそれぞれ第一条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二条第二項の経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下この条において「平成二十一年度における原油換算燃料等使用量」という。）の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士（エネルギーの使用の合理化に関する法律第九条第一項の規定によりエネルギー管理士免状の交付を受けた者をいう。以下この条において同じ。）又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

三千キロリットル未満	一人	次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者
三千キロリットル以上十萬キロリットル未満	一人	次条第一号に掲げる者
十萬キロリットル以上	二人	

ロ イに規定する第一種エネルギー管理指定工場等以外の第一種エネルギー管理指定工場等 次の表の上欄に掲げる平成二十一年度における原油換算燃料等使用量の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数の

エネルギー管理者をエネルギー管理士又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

三千キロリットル未満	一人	次条第一号、第三号又は第五号に掲げる者
三千キロリットル以上二万キロリットル未満	一人	次条第一号に掲げる者
二万キロリットル以上五万キロリットル未満	二人	
五万キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人	
十萬キロリットル以上	四人	

二 電気の使用の合理化 次の表の上欄に掲げる平成二十一年度における電気の使用量の区分に応じ、同

表の中欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士又は同表の下欄に掲げる者のうちから選任すること。

千二百万キロワット時未満	一人	次条第二号、第四号又は第五号に掲げる者
千二百万キロワット時以上二億キロワット時未満	一人	次条第二号に掲げる者
二億キロワット時以上五億キロワット時未満	二人	
五億キロワット時以上	三人	

第八条 平成二十年改正法附則第二条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第九十三号。以下この条において「平成十七年改正法」という。）の施行の際現に平成十七年改正法による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下この条において「平成十七年改正前の省エネルギー法」という。）第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者

二 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正前の省エネルギー法第八条第一項の規定により電気管理士免状の交付を受けていた者

三 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正前の省エネルギー法第十条の二第一項第一号の講習であつて燃料及び熱の使用の合理化に関して経済産業省令で定める課程を修了した者

四 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正前の省エネルギー法第十条の二第一項第一号の講習であつて電気の使用の合理化に関して経済産業省令で定める課程を修了した者

五 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十三条第一項第一号に掲げる者

第九条 平成二十年改正法第二条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条

第一項の規定による届出をした者は、平成二十年改正法第二条の規定による改正後のエネルギーの使用の合理化に関する法律第七十五条第一項の規定による届出をした者とみなす。

附 則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。